

—やまと—

民商しんぶん

中小業者が希望の持てる 新時代を切り開こう

発行者 **大和民主商工会**

〒 242-0006 神奈川県大和市南林間1-7-7

TEL 046-274-3361 FAX 046-274-7129

E-Mail info@yamatominsho.jp

HP <http://www.yamatominsho.jp>

会費の15日納入にご協力下さい

国会議員の秘書に要請書を
手渡す婦人部の森さん、秋
山さん



6月5日（月）第18回全国業者婦人決起集会・国会行動が行われました。大和民商から4人、全国から約800人（神奈川県39人）が参加しました。

「（自営業者の家族の働き分を経費として認めない）所得税法56条は廃止せよ」と声高らかに都内3か所で集会やデモ行進が行われました。国会議員要請や省庁交渉も行い56条廃止、消費税減税やインボイス中止の訴えをしました。

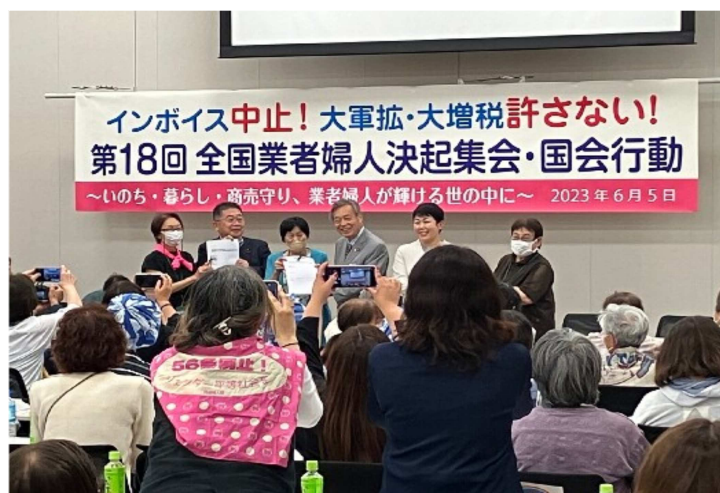
集会では、他の2か所の会場

**全国業者婦人決起集会
所得税法第56条廃止を！**

を繋ぎ800人の業者婦人が一堂に会しました。倉敷民商の瀬屋町子さんの訴えや、インボイス制度を考えるフリースランスの会の小泉なつみさんもあいさつをされました。

署名は56条廃止が65440筆、消費税5%減税が13299筆、インボイス中止が10018筆と集まりました。

集会中も続々と署名が集まり、運動が形になっていると感じました。



署名の手渡し行動

インボイスは延期！大和・綾瀬に請願提出！

インボイスは延期！請願提出！

県央4市共同行動実行委員会はインボイス制度の実施延期を求める請願書を大和市と綾瀬市に提出し、2市とも6月8日に付託された委員会が審議されました。

大和市は意見陳述の機会が与えられました。陳述では民商事務局員から事務所に寄せられている会員からの切実な悩みや、建設の組合で一般的におこなわれている元請けからの指値で価格が決定されている実態や、一部で言われている「預り金論」に関して1990年の東京・大阪地裁判決でも明らかにされているとおり「預り金」は存在しない。中小業者は赤字でも身銭を切って消費税を支払っている点などを話しました。

益税でも預り金でも無い！

そもそも消費税の免税点を1000万円に設定しているのは、中小業者は消費税をその価格に転嫁していくことや消費税の計算に対応していく等の点があつてのことです。にもかかわらず、更にインボイスによる複雑な計算や事務負担、それらにかかるコストを考えると中小業者の立場をいっそう過酷な状況におくことになるのは明らかです。政府は約161万件がインボイス制度の対象となり、2480億円の増収になると試算していることからわかる様にインボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策です。

今、物価は高騰、仕入れもエネルギー価格も高騰している中、更なる大増税となるインボイス制度、これを受け入れる体力は私たち中小業者には残っていないのが実情です。

一部自民党議員も賛成！
維新は反対にまわる！

今回、大和市は維新の佐藤議員を含む4人が反対にまわり不採択となっていました。虹の会の大波議員と自民党の古木議員が賛成にまわってくれました。このインボイス制度の問題点が一部与党議員の中からも出始めています。

綾瀬市は共産党の上田議員が賛成して頂きましたが、賛成少数で不採択となりました。まだ署名は受け付けています、ご協力お願い致します。

5・31神奈川・国会議員要請統一行動

早朝から北朝鮮のミサイルの実験が行われていた5月31日（水）衆議院第二議員会館に、14団体90人が参加し国会議員要請統一行動が行われました。大和民商から菊地事務局員が会員の皆様から集めた署名を持って参加しました。

署名を携えて！

院内集会は、共産党の宮本岳志議員から国会情勢報告がなされ、6月から電気料金、3000種類の食品の値上げがされるのに軍拡とは何事かと問題提起がありました。他団体からも悲痛な声や怒りの声が上がりましたが会場内は熱気に包まれました。



閉会の挨拶をする冨塚会長



中小業者の声を国会へ

集会後は議員会館で要請を行いました。秘書が対応して議員本人に直接お会いして要請することは叶いませんでしたが、インボイス制度に関しては、丁寧にお話を聞いて下さる印象でした。

午後からは国民大運動・大軍拡増税NO連絡会国会行動があり、衆議院第二議員会館前で集会が行われました。シュプレヒコールをし、団結を強めました。その後は署名提出行動が行われ、県内の皆様から集めた署名70144筆をお渡しし、賛同して頂いた国会議員に託しました。

源泉所得税納期特例計算会

今年も早いもので源泉所得税の半年納付の時期になりました。

源泉所得税の納期の特例を選択している方は、令和5年1月から6月までに支払われた給料の源泉徴収税額を7月10日（月）までに納付しなければなりません。先日お送りした給与台帳に給与額と源泉徴収税額を記入し、半年分の合計を計算の上、民商事務所にお越しください。

念のため過去の給与台帳もお持ちください。（法人の方は昨年、年末調整の時に返しているファイイルの事です）なお、ご自身で納付書を作られている方は、お越しいただく必要はありません。ご不明な点がありましたら遠慮なく事務所にお尋ねください。

日程：7月6日（木）、7月7日（金）

両日とも13時から

場所：大和民商事務所

駐車場は2台だけです。

ご不便をお掛けして申し訳ありません。

今年はいきました！

山菜狩り（下見）

毎年恒例山菜狩りが4年ぶりに開催されました。今までお世話になっていた宿が廃業したため、新しい宿の開拓と来年以降の下見という事で役員含め6人が参加しました。

少数精鋭、日帰りとはいえ内容は例年通り盛りだくさん!!いつもの様に山に入りワラビなどの山菜をたくさん採ってみなさん満足そうでした。今回は残念ながら次回以降の宿を発見することは出来ませんでした。今後共済会として楽しい企画を計画していくのでご期待のほどよろしくお願いいたします。



大和民商定期総会のお知らせ

大和民商第65回定期総会を開催いたします。

日時：7月23日（日）
時間：受付 13時30分 開会 14時
会場：シリウス 510大会議室
総会后懇親会あります。

無料法律相談

大和民商では毎月一回、弁護士による無料の法律相談を行っています。7月はいりますが、日程が決まっていますので事務所までお問い合わせください。（大和民商事務所）

記帳学習会のお知らせ

7月14日（金）
13時～15時
7月21日（金）
19時～21時

連絡がない場合はお休みとなります。

（大和民商事務所）